

札幌地裁と大阪地裁の同性婚裁判における「婚姻」観の違いについて  
— 「婚姻」とは何か、「婚姻の本質」をめぐっての裁判官の見解を中心に—

河村 有教\*

Different View of “What is Marriage?” in Same-Sex Union Court Cases  
between Sapporo District Court and Osaka District Court

Arinori KAWAMURA\*

はじめに

生まれついて身体的性とは異なる性自認の者や異性愛とは異なる性的指向を有する者は、結婚し家族をもつことは許されないのか。2021（令和3）年3月17日、札幌地方裁判所は、男性同性愛者二組と女性同性愛者一組ら原告が、同性の者同士の婚姻を認めていない日本の民法及び戸籍法の規定は、日本国憲法13条、14条1項及び24条に反するとして、国が必要な立法措置を講じていないことが国家賠償法1条1項の適用上違法であると主張した事案において、原告らの請求をいずれも棄却する判決を下した（札幌地判令和3年3月17日LEX/DB25568979。以下では「札幌地裁判決」という。）。  
民法739条1項は、婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずるとする。そして、戸籍法74条1号は、婚姻をしようとする者は、夫婦が称する氏を届け出なければならない旨規定する。戸籍法では、婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編成し（戸籍法16条1項）、当該戸籍には、戸籍

内の各人について、夫又は妻である旨が記載され（戸籍法13条6号）、子が出生した場合にはこれを届け出なければならず（戸籍法49条1項）、子は親の戸籍に入ることとされており（戸籍法18条）、戸籍の正本は市役所等に備え置くこととされて公証されている（戸籍法8条2項）。また、民法には「婚姻」の章が設けられ（民法731条以下）、婚姻の成立要件等の規定や、婚姻の効果として、氏の統一（民法750条）、夫婦相互の同居、協力及び扶助の義務（民法752条）が、夫婦の財産に関しては、婚姻費用の分担（民法760条）や夫婦の財産の帰属（民法762条）が、離婚に関しては、財産分与（民法768条）等が規定され、他の章にも、夫婦の子についての嫡出の推定（民法772条1項）、親権に関する規定（民法818条以下）、配偶者の相続権（民法890条）等の婚姻の重要な法律上の効果に関する規定がある。民法及び戸籍法の諸規定が全体として異性間の婚姻（以下「異性婚」という。）のみを認めるのみで、同性間の婚姻（以下「同性婚」という。）を認めていないことが、憲法24条、13条、14条1項に違反するかが争点となっている。同種

\* 長崎大学大学院多文化社会学研究科・多文化社会学部

の事案は、全国で、福岡、大阪、名古屋、東京においても争われている。札幌地裁判決に次いで出されたのが大阪地判令和4年6月20日LEX/DB25592785である(以下では、「大阪地裁判決」という。)

本稿は、同性婚を認めていない民法及び戸籍法の諸規定が憲法13条、14条、24条に違反するかについての札幌地裁判決と大阪地裁判決の判決内容の違いに注目し、それぞれの説示から両裁判所(両裁判所の裁判官)の「婚姻」観(「婚姻」とは何か、「婚姻の本質」についての見解の対立)について考察したい。

## 1. 札幌地裁同性婚訴訟判決

異性婚に限定している民法及び戸籍法の諸規定は、憲法24条に違反するのか。札幌地裁の判決においては、「憲法24条1項は、『両性の合意』、『夫婦』という文言を、また、同条2項は『両性の本質的平等』という文言を用いていることから、その文理解釈によれば、同条1項及び2項は、異性婚について規定しているものと解することができる。」とする。したがって、「同条1項の『婚姻』とは異性婚のことをいい、婚姻をするについての自由も、異性婚について及ぶものと解するのが相当である」から、異性婚に限定している民法及び戸籍法の諸規定は、憲法24条1項及び憲法24条2項に違反すると解することはできないとする。

また、憲法13条に違反するかについては、「包括的な人権規定である同法13条によって、同性婚を含む同性間の婚姻及び家族に関する特定の制度を求める権利が保障されていると解するのは困難である。」と

する。「同性婚の場合には、異性婚の場合とは異なる身分関係や法的地位を生じさせることを検討する必要がある部分もあると考えられ、同性婚という制度を、憲法13条の解釈のみによって直接導き出すことは困難である。」とも述べている。これによって、同性婚を認めない民法及び戸籍法の諸規定が憲法13条に違反すると認めることはできないとする。

しかしながら、憲法14条1項に違反するか否かについては、「異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。」として、「上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である。」とした。

「婚姻することにより、婚姻によって生じる法的効果を享受することは、法的利益であると解するのが相当である。」としたうえで、「同性愛者のカップルは、婚姻を欲したとしても婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を享受することはできない。そうすると異性愛者と同性愛者との間には、上記の点で区別取扱いがあるということが出来る。」

「同性愛は、現在においては精神疾患とみなされておらず、さらには、性的指向の決定要因は解明されていないものの、人がその意思で決定するものではなく、また、

人の意思又は治療等によって変更することも困難なものであることは、確立された知見に至ったといえることができる。そうすると、性的指向は、自らの意思に関わらず決定される個人の性質であるといえ、性別、人種などと同様のものといえることができる。このような人の意思によって選択・変更できない事柄に基づく区別取扱いが合理的根拠を有するか否かの検討は、その立法事実の有無・内容、立法目的、制約される法的利益の内容などに照らして真にやむを得ない区別取扱いであるか否かの観点から慎重にされなければならない。」。

「婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益は、それが異性間のものであれば、憲法 24 条がその実現のための婚姻を制度として保障していることからすると、同性愛者にとって重要な法的利益であるといえることができる。同性愛者と異性愛者の差異は、性的指向が異なることのみであり、かつ、性的指向は人の意思によって選択・変更できるものではないことに照らせば、同性愛者と異性愛者との間で、婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益の価値に差異があるとする理由はなく、そのような法的利益は、同性愛者であっても、異性愛者であっても、等しく享有し得るものと解するのが相当である。」とする。

世界保健機構（WHO）が、1992（平成 4）年に同性愛を疾病分類から削除し、同性愛が精神障害や精神疾患の一種ではないとする知見が確立して以降、諸外国においては、同性婚又は同性間の登録パートナーシップ制度を導入する立法が進められてきている。札幌地裁は、「諸外国及び地域において、同性愛が精神疾患ではないとの知

見が確立されて以降、同性愛者のカップルと異性愛者のカップルとの間の区別取扱いを解消するという要請が高まっている」としたうえで、「婚姻によって生じる法的効果を楽しむことは法的利益であって、同性愛者であっても異性愛者であっても、等しく享受し得る利益と解すべき」であるとして、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しない」とする区別取扱いが合理的根拠を有するといえるかについて疑問を呈している。

札幌地裁判決は、憲法 24 条 1 項及び憲法 24 条 2 項は、「婚姻」について異性婚を規定し同性婚を認めていないと解する判決ではあるが、同性婚が憲法で禁止されるとは解していない。むしろ、「婚姻によって生じる法的効果を楽しむことは法的利益であって、同性愛者であっても異性愛者であっても、等しく享受し得る利益と解すべき」であるとして、同性愛者にも異性愛者と同様の婚姻（「いわゆる事実婚」）によって生じる法的効果を楽しむ法的利益が保障されることを期待した判決であるとも解される。

## 2. 大阪地裁同性婚訴訟判決

大阪地裁の判決においては、異性婚に限定している民法及び戸籍法の諸規定は、「同性間の婚姻を禁止する旨定めた明文の規定はな（い）」とする。そのうえで、明治民法（明治 31 年 7 月 16 日施行）における婚姻、そして憲法（日本国憲法）の制定（昭和 22 年 5 月 3 日施行）下において、「同性間については、婚姻の意思を欠くな

どと解釈されて、婚姻として取り扱われてこなかった」(同性間の婚姻は、婚姻意思を欠き、無効な婚姻)とする。婚姻の意思の欠如については、精神障害と解されてきたことに起因する。

ところが、世界保健機構(WHO)は、1992(平成4)年、同性愛を疾病分類から削除した国際疾病分類改定第10版を発表した。それにより、同性愛はいかなる意味でも治療の対象とならない旨宣明した。これを契機として、2000年にオランダが同性間の婚姻制度を認め、ベルギー、スペイン、カナダ、南アフリカ、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン、デンマーク、ウルグアイ、ニュージーランド、フランス、ブラジル、英国(イングランド及びウェールズ)、ルクセンブルク、アイルランド、フィンランド、マルタ、ドイツ、オーストリア、オーストラリア、エクアドル、英国(北アイルランド)、コスタリカ、米国、台湾等33ヶ国(2023年2月現在)において、同性間の婚姻制度が導入された。

同性愛が精神障害や精神疾患の一種ではないとする知見が確立して以降、諸外国においては、同性婚又は同性間の登録パートナーシップ制度を導入する立法が多数行われていることからすれば、「同性間については、婚姻の意思を欠き無効」とすることはできない。

しかしながら、大阪地裁は、「憲法24条の文理や制定経緯等に照らすと、同条1項における『婚姻』は、異性間の婚姻のみを指し、同性間の婚姻を含むものではないと認めるのが相当である。」とする。そして、異性婚に限定している民法及び戸籍法の諸

規定が、憲法24条1項に違反すると解することはできないとする。これについては、札幌地裁判決と同じ主張である。

もっとも、大阪地裁は、「憲法24条1項が同性間の婚姻について規定していない以上、同条により社会制度として設けることが求められている婚姻は異性間のもののみであるといえ、同項から導かれる婚姻をするについての自由も、異性間についてのみ及ぶものと解される。」とする。くわえて、「憲法24条が異性間の婚姻のみを定めており、これを前提とする婚姻制度しか存在しない現行法の下では、同性間で婚姻するについての自由が憲法13条で保障されている人格権の一内容であるとはいえない。また、包括的な人権規定である同条によって、同性間の婚姻制度を含む特定の制度を求める権利が保障されていると解することもできない。」とする。憲法24条の「婚姻をするについての自由」は、制定時において同性間の婚姻を前提としていないだけのことであって、果たして「婚姻をする自由が、異性間にのみ及ぶもの」と解して、憲法が同性間の婚姻(「いわゆる事実婚」をも含む)の自由を保障していないとする解釈が妥当と言えるのかについては、疑問に思われる。また、何故、同性間で婚姻する自由が憲法13条で保障されている人格権の一内容であるとはいえないのか、その判断の理由を丁寧に説明することが必要であろう。

大阪地裁は、「憲法24条1項が異性間の婚姻のみを定めているからといって、同性間の婚姻又はこれに準ずる制度を構築することを禁止する趣旨であるとまで解すべきではない。」とも述べているが、同性

間の婚姻の自由は憲法（13条もしくは24条）で保障されていないが、同性間の婚姻又はこれに準ずる制度を構築することを憲法は禁止していないとは、いったいどのような意味なのか分かりづらい。

大阪地裁は、「同性間の婚姻及び家族に関する特定の制度を求める権利」が保障されていると解するのは困難であるとする札幌地裁判決の内容に加えて、「同性間で婚姻をする自由」は憲法13条において保障されている人格権の一内容とはいえないとした。果たして「同性間で婚姻するについての自由」は日本国憲法では保障されていないのか。憲法の規定は同性間の婚姻を前提としていないとすることと憲法は「同性間で婚姻をするについての自由」は保障していないとする論理は全く別のものであり、後者を主張するにおいてはより丁寧な説明が必要とされる。

さらに、憲法14条1項に違反するかにおいて、「異性間の婚姻は、男女が子を産み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについては（中略）なお議論の過程にあること、同性愛者であっても望む相手と密接な関係を築く自由は何ら制約されておらず、それ以外の不利益も、民法上の他の制度を用いることによって相当程度解消ないし軽減されていること、法制度としては存在しないものの、多くの地方公共団体において登録パートナーシップ制度を創設する動きが広がっており、国民の理解も進んでいるなど上記の差異は一定の範囲では緩和されつつあるといえること等からすると、

現状の差異が、憲法14条1項の許容する国会の合理的な立法裁量の範囲を超えたものであるとは直ちにいい難い。」として、「本件区別取扱いが憲法14条1項に違反すると認めることはできない。」とした。この点は札幌地裁との判決と大きく異なる点である。

また、大阪地裁の判決においては、裁判官個人の「婚姻」の定義の上に、同性間の婚姻は異性間の「婚姻」の本質を伴ったものではないとしたうえで、同性間の婚姻は「男女が子を産み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度」である異性間の婚姻と同程度に保障されるべきものでないとする。「婚姻」とは何か、婚姻の本質とは何かについて、「歴史的、伝統的」な男女が子を産み育てる関係を社会が保護する、それが永続的人的結合関係を結び共同生活の営みになるとする大阪地裁の裁判官の価値観は、札幌地裁の裁判官の価値観とは全く異なるものである。

### 3. 札幌地裁と大阪地裁の裁判官の「婚姻観」の違いについて

札幌地裁も大阪地裁も、裁判長裁判官はそれぞれ女性である（札幌地裁の裁判長は武部知子裁判官、大阪地裁の裁判長は土井文美裁判官である）。判決の内容から、裁判官の「婚姻観」が大きく異なることが理解できる。札幌地裁は、「婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的

な判断を行うことによって定められるべきもの」とする。とりわけ、「婚姻とは、婚姻当事者及びその家族の身分関係を形成し、戸籍によってその身分関係が公証され、その身分に応じた種々の権利義務を伴う法的地位が付与されるという、身分関係と結び付いた複合的な法的効果を同時又は異時に生じさせる法律行為であると解することができる。」とする。そして、「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあるが、異性愛と同性愛の差異は性的指向の違いのみであることからすれば、同性愛者であっても、その性的指向と合致する同性との間で、婚姻している異性同士と同様、婚姻の本質を伴った共同生活を営むことができると解される。」とする。

これに対して、大阪地裁は、「婚姻を、単なる婚姻した二当事者の関係としてではなく、男女が生涯続く安定した関係の下で、子を産み育てながら家族として共同生活を送り次世代に承継していく関係として捉え、このような男女が共同生活を営み子を養育するという関係に、社会の自然かつ基礎的な集団単位としての識別、公示の機能を持たせ、法的保護を与えようとする趣旨によるものと考えられる。」とする。そして、「このような婚姻の趣旨は、我が国において、歴史的、伝統的に社会に定着し、社会的承認を得ているということができる。」として、「現在でもなお、男女が安定した関係の下で共同生活をしながらその間に生まれた子を養育することを保護する婚姻の目的の意義は何ら失われているわけではない」とする。

「婚姻の本質は、自分の望む相手と永続

的に人的結合関係を結び共同生活を営むことにある」とするが、大阪地裁は、「同性愛者にとっては、異性との婚姻制度を形式的には利用することができたとしても、それはもはや婚姻の本質を伴ったものではないのであるから、実質的には婚姻をすることができないのと同じである(る)」とする。

「同性愛者にとっては、異性との婚姻制度を形式的に利用することができたとしても、それはもはや婚姻の本質を伴ったものではない」とするが、同性愛者は自分の望む相手と永続的に人的結合関係を結び共同生活を営むことができないと解しているのか<sup>1)</sup>。何故、大阪地裁の裁判官がそのような解しているのか、説明がないことから疑問が残る。

## おわりに

札幌地裁は、憲法 24 条は同性婚を禁止するものではないことから、憲法を改正せずとも、法律によって今後同性婚を保障することは可能であると解しているようにも読める。但し、「同性婚の場合には、異性婚の場合とは異なる身分関係や法的地位を生じさせることを検討する必要がある部分もあると考えられ、同性婚という制度を、憲法 13 条の解釈のみによって直接導き出すことは困難である。」とも述べている。同性間で婚姻する自由及び幸福追求に対する権利を保障することが「公共の福祉に反する」とは決して解されないが、民法上定められている養子等、同性婚当事者を超えての身分関係については、異性婚の場合とは異なる検討をする必要がある。これについては、諸外国の立法が大いに参考になる<sup>1)</sup>。

他方で、大阪地裁は、婚姻を「男女が生涯続く安定した関係の下で、子を産み育てながら家族として共同生活を送り次世代に承継していく関係として捉え、このような男女が共同生活を営み子を養育するという関係に、社会の自然かつ基礎的な集団単位としての識別、公示の機能を持たせ、法的保護を与えようとする趣旨によるもの」と捉え、同性間の婚姻は、婚姻の本質を伴ったものではないと言い切っている。

また、「同性愛者であっても望む相手と密接な関係を築く自由は何ら制約されておらず、それ以外の不利益も、民法上の他の制度を用いることによって相当程度解消ないし軽減されていること、法制度としては存在しないものの、多くの地方公共団体において登録パートナーシップ制度を創設する動きが広がっており、国民の理解も進んでいるなど上記の差異は一定の範囲では緩和されつつある」として、同性間の婚姻を認める必要性を否定している。同性婚を否定する研究者の中にも、『『カップル自身の幸福の為だけになされる私的な行為』であるならば、現実に2人が生活を共にすれば良いだけの話ではないのか。何故、幸せのために『結婚証明書』が必要なのだろうか。』と意見する者もある<sup>2)</sup>。これらの主張に対しては、異性間のカップルで、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の状態にある「いわゆる事実婚」の2人について、生活を共にすればよいだけの話ではないのかと言うことと同じようにも思われる。札幌地裁は、この点については「婚姻によって生じる法的効果を楽しむことは法的利益である」とする。異性間カップルの「いわゆる事実婚」についても、社会保

険、国民年金の第3号被保険者、公的年金制度の給付（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・加給年金・遺族厚生年金）、介護休業法に基づく各種制度、生活保護制度における世帯認定、労働災害の遺族補償年金等が認められていること<sup>3)</sup>は、共にカップルとして生活していく上において極めて重要な「法的利益」である。

同性婚については、子どもへの影響から、「当事者の意思のみが尊重され、子ども達の利益が二の次にされることは想像に難くない」や「子どもの保護を最大の関心事とすべき」であるとする点から否定的に解され、「同性カップルの保護はそれに対応する別の法制度によってなすべきであって、法的な婚姻の定義を広げるべきではない。」とする意見もある<sup>4)</sup>。たしかに、札幌地裁が述べるとおり、同性婚の場合には、異性婚の場合とは異なる身分関係や法的地位を生じさせることを検討する必要がある。しかし、同性婚を法制化する際に議論すべき課題であり、同性間で婚姻できない理由にはならない。

2015年6月26日のアメリカ連邦最高裁判所における同性婚訴訟判決、いわゆるオーバーガフェル他対オハイオ州保健省大臣ホッジ判決（*Obergefell v. Hodges*）<sup>5)</sup>では、「婚姻の自由」は、自由な市民の幸福追求にとって不可欠な個人として尊重される権利であるとして、また、婚姻の選択の自由が不公平な性的指向による差別によって制限されない（同性カップルは、異性カップルと同じく、親密な結合を享受する権利を有し、婚姻制度から同性カップルを排除することは、同性愛者は平等ではないという意味をもつことになり、性的指向によって

差別されない権利が保障されない)とした<sup>6)</sup>。くわえて、婚姻する権利はデュー・プロセス (Due Process) 条項により保護される権利であるとした<sup>7)</sup>。

同性婚を否定する意見の中に、「同性カップルは異性カップルに比べて、①カップルでいる継続期間が短い、②決まった相手以外とも性交渉する、③一度に複数の相手と性交渉する、④性病にかかりやすい、⑤暴力行為の割合が高い、⑥うつ病等の精神的な問題を抱えている割合が高い、⑦薬物乱用やアルコール中毒等の割合が高い、⑧育てている子どもに対して性的虐待をする割合が高いという結果が現れてきている。この中で育てられる子ども達にとって特に問題となってくるのは、『同性カップルは一時的な関係であって一生涯生活を共にすることを前提とはしていないこと』『親密な相手がいても性交渉は別で複数の違った相手とも性交渉すること』『育てている子どもに対して性的虐待をする割合が高いこと』であろう。」とする意見もある<sup>8)</sup>。

現段階で、同性間の「婚姻」という結びつきがないからこそ、カップルでいる継続期間が短い、一時的な関係であって一生涯生活を共にすることが難しいとも言えるのではないだろうか。「婚姻」を通して、家族を持つことで、幸福度や自己肯定感の向上へつながることが期待される<sup>9)</sup>。

アメリカ連邦最高裁判所における同性婚訴訟判決、いわゆるオーバーガフェル他対オハイオ州保健省大臣ホッジ判決においては、「婚姻ほど深遠な結びつきはない。婚姻は、愛、貞節、自己犠牲及び家族の最高の理想を内包するからである。婚姻という結びつきを形成することによって、二人の

人間が、それ以前の一人ひとりの自分とは異なるより大きな存在となる。(中略)婚姻は、死を超えてもなお存続する愛を内包する。」と述べている。引き続き、今後の名古屋、福岡地裁での同性婚訴訟における裁判官の「婚姻観」について注目したい。

## 注

- 1) イレーヌ・テリー (石田久仁子=井上たかこ訳)『フランスの同性婚と親子関係—ジェンダー平等と結婚・家族の変容』(明石書店, 2019年)。
- 2) 池谷和子「アメリカ連邦最高裁と同性婚の問題点」現代社会研究13号(2015年)95-96頁。
- 3) 内閣府男女共同参画局総務課調査室「いわゆる事実婚に関する制度や運用等における取扱い」(令和3年12月14日)  
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/6.pdf> (2022年10月25日アクセス)。
- 4) 前掲注2)池谷・96-98頁。
- 5) 判決文の全文の日本語訳については、同性婚人権救済弁護団『同性婚—だれもが自由に結婚する権利』(明石書店, 2016年)219-251頁を参照されたい。
- 6) 小泉明子『同性婚論争—「家族」をめぐるアメリカの文化戦争』(慶應義塾大学出版会, 2020年)134-138頁。
- 7) 前掲注6)小泉・135頁。
- 8) 前掲注2)池谷・96頁。しかしながら、これについては、同性愛者の「はってん場」への臨床社会心理学的な研究において、社会において差別され、同性間の婚姻が受け入れられていない状況において、同性愛者の人間関係の深ま

りや広がりはどうも期待しようもないことから、期待しても同性愛者同士では婚姻によって「家族」として社会に受け容れられていない現実から、「職業であるとか学歴に関しての嘘」が日常的（性的指向について公表しないクローゼットの）状況を生み出し、「ワンナイト」や「ワンステップ」で性欲を排出するとされる。及川卓『ジェンダーとセックス—精神療法とカウンセリングの現場から』（弘文堂，2016年）190-205頁。

- 9) 台湾において、同性婚法の施行により、社会全体で「ジェンダー」の多元性への受容度が向上し、性自認・性的指向による差別が少なくなっているとする。鈴木賢『台湾同性婚法の誕生—アジア LGBTQ+ 燈台への歷程』（日本評論社，2022年）305頁。

## 文献

- イレヌ・テリー（石田久仁子＝井上たか子訳）  
（2019）. フランスの同性婚と親子関係—ジェンダー平等と結婚・家族の変容. 東京：明石書店.
- 及川卓（2016）. ジェンダーとセックス—精神療法とカウンセリングの現場から. 東京：弘文堂.
- 小泉明子（2020）. 同性婚論争—「家族」をめぐるアメリカの文化戦争. 東京：慶応義塾大学出版会.
- 鈴木賢（2022）. 台湾同性婚法の誕生—アジア LGBTQ+ 燈台への歷程. 東京：日本評論社.
- 同性婚人権救済弁護団編（2016）. 同性婚—だれもが自由に結婚する権利. 東京：明石書店.
- 池谷和子（2015）. アメリカ連邦最高裁と同性婚の問題点. 現代社会研究. 13, 91-99.